岐 阜

県

公 報

毎週

(金曜日)

発行

平成二十八年十一月十八日

定 道路の供用開始 道路の区域変更 指定施術機関の所在地の変更の届出 医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定 指定介護機関の名称等の変更の届出 指定介護機関の廃止の届出 介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指 指定医療機関の名称の変更の届出 指定医療機関の廃止の届出 医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 公共測量の実施 飼料の試験結果 大規模小売店舗の廃止の届出に関する件 特定非営利活動法人の設立認証申請 目 告 公 示 示 次 (商業・金融課) 道 同 同 同 (地域福祉国保課) 七二五ページ 角 (環境生活政策課) 同 同 同 同 同 路 維 持 課) 七三一 七三四 七三三 七三三 七三二 七三二 七元 七二七 七二六 七二六 七二六 川辺町店 ファー マライズ薬局 鵜沼川崎店 ファーマライズ薬局 名 法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活 えさきクリニッ スナミ歯 のぎもりクリニック 夏 より告示する。 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定に 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰 保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機 な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 岐阜県告示第五百七十二号 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条及び中国残留邦人等の円滑 目 平成二十八年十一月十八日 平成二十八年十一 第 整 形 科 外 医 ク 院 科 称 告 千 多治見市錦町三 四 所 本巣市三橋三 六〇 瑞穂市十七条九七五 加茂郡川辺町西栃井|||三|| 二 各務原市鵜沼川崎町二 各務原市鵜沼羽場町一 八 示 在 月十八 岐阜県知事 百 二八 _ ⊝ ≡ 日 地 号 古 平成二八・一〇・ 平成二八・ 同 平成二八・ 指 同 同 田 定 年 九二八 九 月

日

内

科

関市下有知一一二〇

のぎもりクリニック

各務原市鵜沼羽場町一

称

所

在

所前ユタカ薬局各務原市役

平成28年11月18日 (726)店八口— 薬局 央薬局 クスリのアオキ北方中 やさかはなの木薬局 も 近 ま も 藤 す え ١J ク クリニッ クリニック リニッ 大垣駅前 ク ク 二 F 垣市宮町一 中津川市坂下四〇八 多治見市前畑町五 中津川市坂下四〇七 本巣郡北方町長谷川一 丘 도 スイトテラス 四七 同 同 同 同 同 同

矯正歯科医院 クリニッ ク 大垣市郭町三 二五

同

平成二八・一〇・

五

は

忑

田

中

岐阜県告示第五百七十三号

四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示す びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第 る法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す た旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並 活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止し 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二及び中国残留邦人等の円

岐

平成二十八年十一月十八日

岐阜県知事 古 田

旧

尾崇クリニック医療法人社団

ク 西

新 旧

田

近

医

尾クリニック医療法人社団

西 院

地 廃 止 年 月

日

9 平成二八・ 平成二八・ 九十一七 ハ・三

各務原市那加住吉町一 二 一 平成二八・ 九二〇

> ナ Ξ 歯 科 医 院 瑞穂市十七条荒川九七五

ク F 大垣市桐ヶ崎町五八 モアビルニ

平成二八・一〇・

四

平成二八・

九二七

は

ιŝί

ク IJ

ニッ

ス

岐阜県告示第五百七十四号

てその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。 国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項におい あったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰 活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出が る法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二及び中国残留邦人等の円

平成二十八年十 | 月十八日

岐阜県知事 古 田

名

称

所

新

ク田近ハー・

トクリニッ

高山市岡本町四

在

地

変 更 年

月

日

平成二八・一〇・

多治見市金岡町一 七〇 同

岐阜県告示第五百七十五号

の居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、 援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものと された生活保護法第五十四条の一 人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項及び中国残留邦 |第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のため 同法第五

(727) 2	P成 28 年	■11 月 18日	1	岐	阜	県	公 報	ł			第2	800号
株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	居宅介護事業者等の名称	定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指	留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条る同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残	生舌呆姜去、召和二十五手, 岐阜県告示第五百七十六号		医療法人みらい	医療法人みらい	医療法人みらい	クオール株式会社	クオール株式会社	居宅介護事業者等の名称	された生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものと十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等
東京都千代田区丸の内東京都千代田区丸の内	二二二二東京都千代田区丸の内		る事業を廃止した旨届出があものとされた生活保護法第五	⊻の支援に関する法律(平成残留邦人等の円滑な帰国の促	生舌泉養太、召印ニト互手去事筒ョットのうう、寝丘トの表の二寝の夏こらい阜県告示第五百七十六号		三十二四七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	三十二四七十二六八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	三十二四七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	ストタワー三七階目三番一号(城山トラ東京都港区虎ノ門四丁	ストタワー三七階目三番一号(城山トラ東京都港区虎ノ門四丁	たる事務所の所在地居宅介護事業者等の主	の三の規定により告示する。に関する法律第十四条第四項等の円滑な帰国の促進並びに
管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅 指療 導	の種類 ス	うたので、		長 D 二 育 国		療短介 養期護 介入予 護所防	シ ビ 通介 ョリ所護 ンテリ予 Iハ防	訪介 問護 介護 護防	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅 指養	の 種類 ス	(においてそ
アイセイ薬局	アイセイ薬局	居宅介護事業所	同法第五十五条の規定により次の指	三十号) 第十四条住帰国した中国残	頁こおりて集用す		ナーシングピア 介護老人保健施設	ナー シングピア 介護老人保健施設	問看護センター 中津川ナー シングピア	クオールみど	クオー ルみど	居宅介護事業所等の名称	の例によるものとた中国残留邦人等
揖 斐 川店	揖斐川店	等の名称		活保護法	配偶者の		中津川	中津川	ピア 訪	薬局	薬局	等の名称	平成
	〇五番 揖斐川町三輪一	在地居宅介護事業所等の所		二十八年十一月十八日第五十五条の三の規定により告示する。	目立の支援に関する法律第19残留邦人等の円滑な帰国1		三 一二四七 六八	三十二四七十六八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	三一一九六中津川市茄子川一六八	屋三五五五六〇美濃加茂市蜂屋町上蜂	屋三五五五六〇美濃加茂市蜂屋町上蜂	在地居宅介護事業所等の所	一十八年十一月十八日
同	平成二八・ 九・三〇	廃止年月日	岐阜県知事。古田	り告示する。	自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定		同	同	平成二八・一〇・ 一	同	平成二八・ 九・ 一	指定年月日	岐阜県知事古田

第2	2800=	릉			岐	阜	県	公	報	Σ	Z成 28 年 1	1 月 18 日	3 (7)	28)
株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局
東京都千代田区丸の内東京都千代田区丸の内	二二二二東京都千代田区丸の内	二 二 二 東京都千代田区丸の内	二二二二東京都千代田区丸の内	東京都千代田区丸の内	二二二二東京都千代田区丸の内	東京都千代田区丸の内	二二二二東京都千代田区丸の内	二 二 二東京都千代田区丸の内	二二二二東京都千代田区丸の内	二 二 二東京都千代田区丸の内	二二二二東京都千代田区丸の内	二 二 二 東京都千代田区丸の内	二二二二東京都千代田区丸の内	二 二 二東京都千代田区丸の内
管居 理宅 指養	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅 指療	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅 指療 導養	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅 指療 導	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅 指療 導	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅 指療 導	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅 指療	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅 指療 導
アイセイ薬局 大垣南店	アイセイ薬局 おおくて店	アイセイ薬局 おおくて店	アイセイ薬局 駒場店	アイセイ薬局 駒場店	アイセイ薬局(大垣清水店)	アイセイ薬局 大垣清水店	アイセイ薬局 明智店	アイセイ薬局 明智店	アイセイ薬局 みたけ店	アイセイ薬局 みたけ店	アイセイ薬局・恵那駅前店	アイセイ薬局・恵那駅前店	アイセイ薬局 滝呂店	アイセイ薬局 滝呂店
九 一	五四瑞浪市大湫町一一三	五四瑞浪市大湫町一一三	五四七五九中津川市駒場字大峡一	五四七 五九中津川市駒場字大峡一	大垣市清水町二八 一	大垣市清水町二八 一	一四 惠那市明智町八七六	一四 恵那市明智町八七六	○ 可児郡御嵩町中二四一	○可児郡御嵩町中二四一	恵那市大井町一七四	一二 恵那市大井町一七四	目一四八 八五一多治見市滝呂町一二丁	目一四八 八五一多治見市滝呂町一二丁
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

(729)	平成28	丰 11 月 1	8 日	Ú	支 阜	県	公	報			ĝ	第28(0号
生活保護法(昭和二十五年:岐阜県告示第五百七十七号	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局	株式会社アイセイ薬局
(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す ^{五百七十七号}	二二二二東京都千代田区丸の内	二二二東京都千代田区丸の内	二 二 二東京都千代田区丸の内	二二二東京都千代田区丸の内	二二二二東京都千代田区丸の内	二 二 二東京都千代田区丸の内	二二二二東京都千代田区丸の内	二二二東京都千代田区丸の内	二二二二東京都千代田区丸の内	二二二東京都千代田区丸の内	二 二 二東京都千代田区丸の内	二二二東京都千代田区丸の内	二二二二東京都千代田区丸の内
四条の二第四	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅 指養	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅 指療	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宗 指養	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅 指療	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅 指療	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅 指療 養	管居介 理宅護 指療予 導養防
項において準用す	アイセイ薬局	アイセイ薬局	アイセイ薬局	アイセイ薬局	アイセイ薬局	アイセイ薬局	アイセイ薬局ひ	アイセイ薬局 ひ	アイセイ薬局	アイセイ薬局	アイセイ薬局	アイセイ薬局	アイセイ薬局・
第四項に1	下 呂 店	下呂店	本 巣 店	本 巣 店	付 知 店	付 知 店	ひるかわ店	ひるかわ店	南 濃 店	南 濃 店	金 岡 店	金 岡 店	大 垣 南 店
おいてその例によるものと及び特定配偶者の自立の支丸十条の二及び中国残留邦	三一番三下呂市森字上ケ平二三	三一番三下呂市森字上ケ平二三	五三番二本戦市早野字一本松六	五三番二本巣市早野字一本松六	二七一一	二七一一一中津川市付知町広島野	六 中津川市蛭川二三六二	六 中津川市蛭川二三六二	五一一海津市南濃町松山一九	五一一海津市南濃町松山一九	七四一一多治見市金岡町一丁目	七四一一多治見市金岡町一丁目	九一大垣市築捨町五丁目六
おいてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

										第2
	同	旧 惠那市大井町二七 町二二二〇番地一	ションシ	エント 訪問看護ステーショ	訪介 問護 介護防	旧 惠那市大井町二七 町二二二〇番地一	エ ン ト	社 シ	株 式 会	800号
	同	旧 惠那市大井町二七 町二二二〇番地一	ションシ	エント語問看護ステー	訪問看護	旧 惠那市大井町二七 町二二二〇番地一	ェ ン ト	社 シ	株 式 会	
	同	旧 惠那市大井町二七 町二二二〇番地一	ションシ	エント語問看護ステー	訪介 問護 看防 護防	旧 惠那市大井町二七 町二二二〇番地一	ェ ン ト	社 シ	株 式 会	岐
	平成二八・一〇・ 一	田 惠那市大井町二七 町二二二〇番地一	ションシ	エント 訪問看護ステーション	訪問看護	日 惠那市大井町二七 町二二二〇番地一	エ ン ト	社 シ	株 式 会	阜県
	同	二四 岐阜県中津川市新町六	1サービス	旧 中津川だんだんデイサービス	護型地 通域 所密 介着	二四 岐阜県中津川市新町六	会 社	ア 株 式	シ ェ	公 報
	同	二四 岐阜県中津川市新町六	こんデイサー ピス	新 若菜集デイサービス	通介 所護 介予 護防	二四岐阜県中津川市新町六	会 社	ア 株 式	シ ェ	
	平成二八・ 五・ 一	二四 岐阜県中津川市新町六	たんデイサービス	旧 中津川だんだんデイサービス	通 所 介 護	二四 岐阜県中津川市新町六	会 社	ア 株 式	シ ェ	平成 28 年 11月
	変 更 年 月 日	在地居宅介護事業所等の所	事業所等の名称	居宅介護事業氏	のサ 種 類 ス	たる事務所の所在地居宅介護事業者等の主	の名称	躩事業者等の名称	居宅介護	18日
肇	岐阜県知事古田	平成二十八年十一月十八日第五十五条の三の規定により告示する。	第五十五条	るものとされた生活保護法留邦人等及び特定配偶者の同法第五十五条の三及び中	この例によるものと)た中国残留邦人等	自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中	の法律第十の法律第十の法律の	援に関する機関からその関	自 国 残 窟 が 護 機	(730)

(731)

竪

Щ

武

院な ご み。

関

優 子

岐

関

接

骨

院

氏

名

施

術

所

の名称

小

林 杏

奈

レ

1

ス

治

療 院 岐阜県告示第五百七十八号

等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に の三の規定により告示する。 に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条 た生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を 関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされ 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条第一項及び中国残留邦人等

平成二十八年十一月十八日

岐阜県知事 古 田

ーゼC一〇一大垣市中野町一 施術所の所在地又は施術者の住所 四二ースリ **崇平 → 成** 年指 月 日定

鍼灸整骨 ーナー〇五号室瑞穂市古橋七八五 五 コンテシ **듳平** ・成 卆

羽島郡岐南町八剣二 一〇 示平 ・成 ₹.

七

岐阜県告示第五百七十九号

の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五 留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立 術機関からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残 項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施 法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 十五条の三の規定により告示する 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条第二項において準用する同

平成二十八年十一月十八日

岐阜県知事 古 田

肈

名 施 術 所 の 名 称 施術所の所在地又は施術者の住所

年変

月 日更

新 恵那市武並町竹折四七三 九

利 療院 武並ココロあすなろ治 旧 恵那市武並町竹折一六九六

示**平** ・成 ホ

コジLa b o 新

氏

秀

藤

城

島 直 也

小

旧

各務原市大佐野町一 二七二 ペランサハイツ一〇五号室羽島市竹鼻町錦町二九 エス

示平 成 □ □

岐阜県告示第五百八十号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十八年十一月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十八年十一月十八日

岐阜県知事 古 田

ļ		類の道 種路				
可	±	路				
児	岐 泉	線 名				
一四五四番一地先まで同 市同町同 字五斗蒔	四六一番一七地先から土岐市泉町久尻字丸石一	区間				
後	前	別前変区 後更域				
		ル (メート ト				
170.0	1<0.0	ル (メート 長				
		備考				

類の道 種路

路 線 名

X

閰

ル₍) メ イ

岐阜県告示第五百八十一号

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の道路の供

維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十八年十一月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十八年十一月十八日

岐阜県知事 古 田

Table Ta		
九八五番二三地先まで 九八四番四地先から 九八四番四地先から 1日 (メート 中成 一十 中成 一十 中成 一十 中間 (メート の期日 延長 供用開始 延長 中間 正記・ 一十・ 中間 (メート の期日 1日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国一道般	類の道 種路
九八五番二三地先まで 九八四番四地先から 九八四番四地先から 1日 (メート 中成 一十 中成 一十 中成 一十 中間 (メート の期日 延長 供用開始 延長 中間 正記・ 一十・ 中間 (メート の期日 1日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	号三百六十	線
ル) (メート の期日 の期日	八 八驒 五市 四市 番同 番宮	
		ル (延) メー ト長
示平 ・成 ・成 テ 二 に示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考	宗平 成 	の 期 日 始
	 	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

岐

岐阜県告示第五百八十二号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、平成二十八年十一月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十八年十一月十八日

岐阜県知事 古

田

ト長 の 供用開始 期 日

ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

国一 道般

号 三百六十

三一八番一地先から飛驒市宮川町巣之内字さがり

一地先まで 写同 字同

三八

示**平** 一 一 六

岐阜県告示第五百八十三号

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十一月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

岐阜県知事 古 田

県道	類の道 種路
河神	路
合岡 線	線 名
〇番二地先まで 〇番三地先から 同 市同 町同字同 二〇九 飛驒市河合町保字保峠二〇九	区間
二 丸 二	ル (延) メ ー ト長
示 平 二 成 二	の期日
 	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

岐阜県告示第五百八十四号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、平成二十八年十一月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十八年十一月十八日

岐阜県知事 古 田

肈

県道	類の道 種路
河神	路
合岡 線	線 名
○番二地先まで ○番二地先まで ○番二地先まで	区間
七 三 九	ル ₍ 延 (メー ト長
宗平 成 	の期日
 	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

岐阜県告示第五百八十五号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する なお、その関係図面は、平成二十八年十一月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十八年十一月十八日

岐

岐

阜県知事
古
田

県道	類の道 種路
河神	路
合岡 線	線 名
六番八地先まで 六番一〇地先から 飛驒市河合町保字保峠二〇七	区間
一 三 九• 一	ル (延) メ ー ト長
示平 ∴成 ·六	の 供用開始
示平 ○ 成 三 三	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

公

特定非営利活動法人の設立認証申請

示

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により特定非営利

平成二十八年十一月十八日

岐阜県知事 古 田

請のあった年月日 平成二十八年十月二十六日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人中部大道芸ネットワーク

の 氏 名 鈴村 仁志

五四三 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市那加東那加町三七番地二

定款に記載された目的 この法人は、広く一般に対して、大道芸フェスティバ

地区における大道芸を中心とした芸術活動の普及発展に 地等の支援活動事業を通じて、地域の活性化にも寄与す 寄与するとともに、大道芸を活用したまちづくりや被災 ることを目的とする。 **ル、チャリティーイベント等の各種事業を通じて、中部**

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第五項の規定により大規模**

平成二十八年十一月十八日

岐阜県知事 古 田

届出者の氏名又は名称

三甲株式会社

建物の名称及び所在地 ベルプラザ大垣

マルト 肉牛肥育 用配合飼料 飛騨の里

H28.6

回

┢

熊

回

もぉ~ダッシ. 和牛繁殖

Ĺ

H28.7

回

┢

熊

高山市丹生川町町方190大野運輸鉄

4点 一整

ブイソロソ

H28.7

回

┢

熊

回

F

回

 \vdash

グランフィー

7.

H28.5

回

ҥ

熊

平成二十八年十一月十八日

株式会社毛利 産業 岐阜県海津市 域津町秋江字 河東2350番地

グランフィー

7.

H28.

4

栄養成分等類点を必要はある。 地域の 地域の 地域の 地域の 地域の 地域 地域分 、 カルシウム、 つった

熊

製造事業場の の名称及 7 所 在 サ

等び地

듗

卅 嶄 严

置

챛

9 ′′

答

製作

造人月

試験項目

連有びの反無遺内の及反無遺内の及反容

大垣市室村町三丁目七四番地五

外

飼料の試験結果

を公表する。 五十六条第七項の規定により、平成二十八年七月に収去された飼料の試験の結果の概要 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)

第

岐阜県知事 古

田

肈

回	l H	全国略 株式会 関 知場。 会 大 東 前 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	回	回	JA東日本へみあい飼料株式会社知多工場会社知多工 場 会社知多工 場 200円の発売 北浜町16番店	フィードワン 株式会社 名出屋 工場 屋工場 屋工場 圏 19番 区 部 19番 月 町 19番 日 田 19番 日 日 19番 日 19	慶橋飼料株式 全社 豊橋工場 選知 県 豊橋 市 明海町 5番店市	一日	中部飼料株式会社本社工場類知県知多市 北浜町14番地
一一	l H	高山市八日町 飛騨酪農農業 協場組合ストックポイント	回上	回	高山市国府町 三田町37番塔 リタリリ田本人 みあい東日本人 対象社国飼料本 中 発達市 田野な本	a F	高山市丹生川町 町 株石地丹生川 ストックボイント	o h	回上
· KIWAM	マイティベース	こだわりナンバーワン	肥育に一番	ほいくの健ちゃ ん	れんさん	ノーサン印 肉用 牛肥育用配合飼 料 HB24	ノーサン印乳牛 用配合飼料 シナジードライ	マル中印肉牛用 配合飼料 はやぶさ後期	マル中印若令牛 育成用及び肉牛 用配合飼料 はやぶさ前期
H28.7	H28.7	H28.7	H28.6	H28.7	H28.7	H28.7	H28.7	H28.7	H28.7
回	回上	<u></u>	回上	l l	回	回上	回	回	回上
濰	汫	潍	誰	誰	誰	誰	誰	業	渊

(735)	平成 28 年 11 月 18日	岐	阜	県	公	‡	侵				第2800号
	I MAZOTII JIOH	WX.	子 多治見市及び土岐市 四 作業地域	9	平成二十八年十一月七日から 円銭其間	Ξ.	=	国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所 一 作業機関	岐阜県知事古田	平成二十八年十一月十八日	第三項の規定により公示する。 第三項の規定により国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長から次のとおり公共 第一項の規定により国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長から次のとおり公共 別量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条 公共測量の実施

平成二十八年十一月十八日発行

発 発 行 行 所 者

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一

岐 阜 文 芸 社